

やはたの丘

北九州市立八幡特別支援学校
校長 西原 紗子
学校だより NO. 6
令和3年10月1日(金)

【3つのだいじ】 げんきはだいじ あいさつはだいじ やる気はだいじ】

緊急事態宣言が解除され、前期も残りわずかです

本日、緊急事態宣言が解除されました。それに伴い、今まで不可とされていた市立学校の取組が、対応を工夫して実施可能となります。保護者の来校や授業参観、PTAの会合、家庭訪問、学習発表会、修学旅行、宿泊学習、校外学習、学校間交流、地域校交流などです。学校としては、今後も安心して登校できるよう、感染防止対策の徹底を図りながら実施していきます。

なお、今後の感染状況によって、再度変更となる場合もあります。その時は、改めてお知らせいたします。ご了承ください。裏面に変更となった「児童生徒等の登校判断」を掲載していますので、ご確認ください。



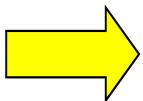
昨日より始まりました、個人懇談会におきましては、ご多用な中ご参加くださりありがとうございます。前期に頑張った様子や今後取り組んでいくことなどを担任と話し合い、子どものために力を合わせて進んでいけたらと思います。

本校が目指す「げんき」「あいさつ」「やる気」の3つの大事ですが、その中でも前期は、「あいさつ」の力がぐんと伸びました。目を見て挨拶、立ち止まって挨拶、遠くからでも挨拶、車の中にいる友達のお母さんにも挨拶ができていました。社会に出ても一番大切にされる基本の「あいさつ」です。これからも自信をもって挨拶ができるよう取り組みます。

校内でオンラインを活用した授業が増えています

校内での密を避けるため、オンラインを活用した取り組みが工夫されています。2つの教室に分かれてオンラインでつないで学習をする学年や昼休みに教室を行き来せず、タブレットで別のクラスの友達と話す学年もあります。楽しそうにタブレットを活用している子どもたちの姿が増えました。先生たちのアイデアが素晴らしいです。

子どもたちが自分で活用できるようになると、長期休まなければならなくなても、オンライン授業に取り組むことができます。



(令和3年10月1日現在)

| 対象者 | 出席停止等の取扱い | |
|---|-------------------|---|
| 感染者 | 出席停止 | |
| 濃厚接触者 | 児童生徒 (本人) | 出席停止 ※検査結果が陰性でも14日間は登校不可 |
| | 同居家族 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※同居家族の検査結果が陰性であれば登校可 |
| 健康観察対象者 ・PCR検査を受ける場合は右記のとおり ・PCR検査の予定がない場合は「※1」 | 児童生徒 (本人) | 出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状等がなければ登校可 |
| | 同居家族 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※検査結果が陰性であれば登校可 |
| 風邪症状があり PCR検査を受ける | 児童生徒 (本人) | 出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可 |
| | 同居家族 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可 |
| 上記以外で 入院・手術のために PCR検査を受ける | 児童生徒 (本人) | 登校可　※主治医の指示に従うもの |
| | 同居家族 | 登校可 |
| 発熱等の風邪の症状 がみられるとき | 児童生徒 (本人) | 出席停止　※風邪症状がなくなれば、登校可 |
| | 同居家族 | 児童生徒(本人)に発熱等の風邪症状がない場合は、登校可 |
| 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席(※個別に判断) | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 | |
| 何ら症状等がない児童生徒が「感染したくない」との理由で欠席する場合 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 | |
| 児童生徒の新型コロナワクチン接種に伴う | 欠席 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 |
| | 副反応 | 出席停止 |

※1 登校可能であるが、健康観察期間中に発熱等の体調不良がみられる場合には保健所への連絡が必要とされている。そのため、健康状態に不安がある等から欠席の相談がある場合には、保護者に十分状態を聞き取った上で、欠席することが相当と判断される場合には「出席停止」の措置を取ることが可能である。

- 出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」。
- 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。
- 上記については、今後の新型コロナウィルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとする。